

## 福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画清水三丁目、玉川町地区地区計画を次のように変更する。

名 称	清水三丁目、玉川町地区地区計画	
位 置	福岡市南区清水三丁目及び玉川町の各一部	
面 積	約 2.3ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	『副都心』大橋と、『生活中心』野間・高宮間に位置し、都市計画道路「福岡筑紫野線」(幅員32m)に面した当地区は、その立地特性により、商業・利便施設等の集積が進行している。 幹線道路に面した当地区は、今後も日常生活品の供給を目的とした商業・利便施設等の集積が見込まれるため、周辺の文教施設等に配慮した健全な商業・利便施設等の誘導を行い、良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	幹線道路に面した立地特性を生かし、周辺の文教施設等に配慮した健全な商業・利便施設の集積を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺の文教施設等との調和を図った健全な商業・利便施設の誘導を行い、良好な市街地環境の形成を図ることを目標として、建築物等の用途の制限を定める。

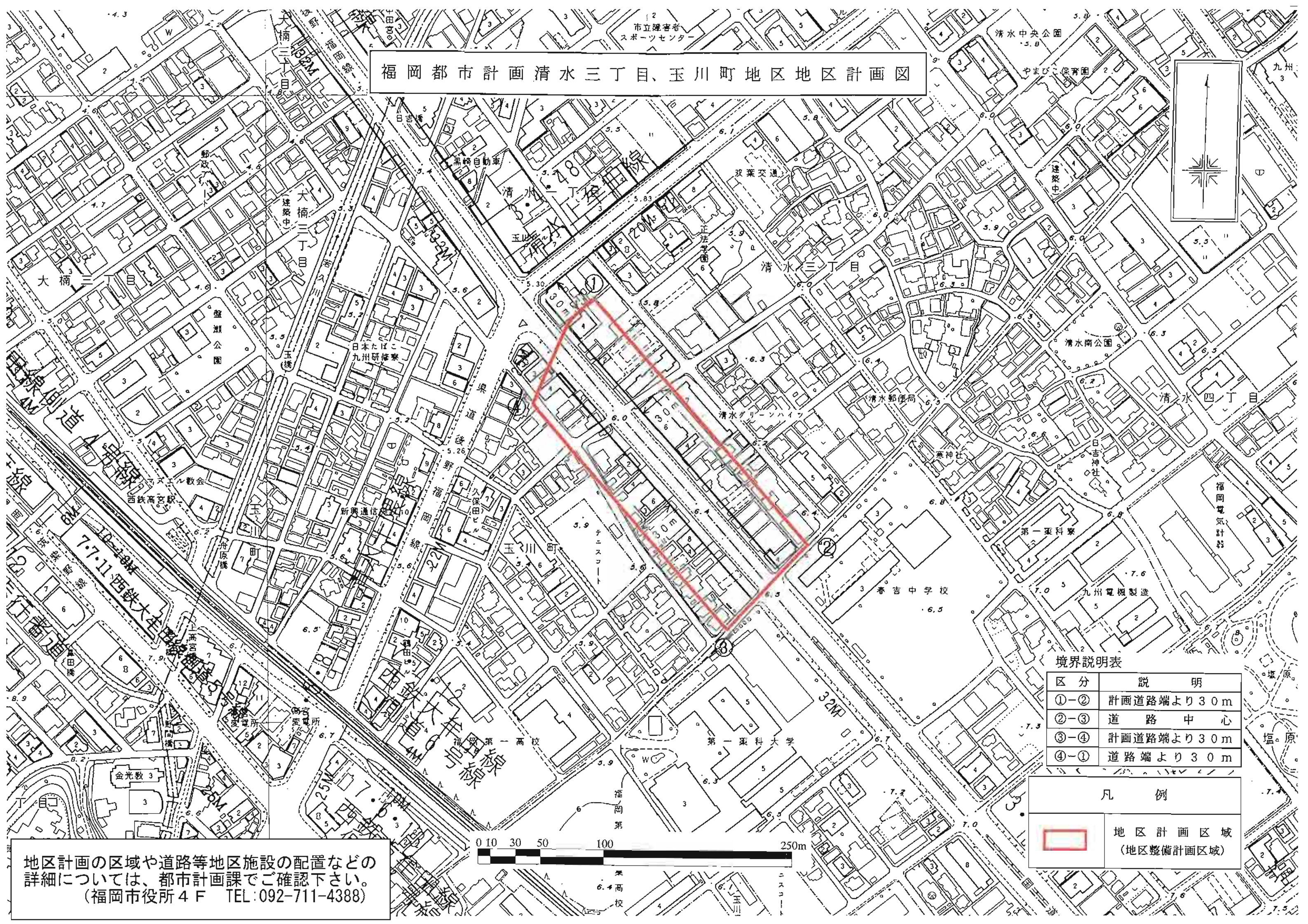
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物 2) 建築基準法別表第二(へ)項第二号に掲げる工場 3) 建築基準法別表第二(と)項第三号に掲げる工場
--------	------------	------------	--

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。


福岡都市計画清水三丁目、玉川町地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
①-②	計画道路端より30m
②-③	道路中心
③-④	計画道路端より30m
④-①	道路端より30m

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
---	----------------------

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。  
(福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)

